

《論 説》

フランス法における無届非営利社団の
法的能力と部分的法人格

納 屋 雅 城

〈目次〉

- 一 はじめに
- 二 無届非営利社団の法的能力
 - 1 無届非営利社団
 - 2 無届非営利社団の法的能力
 - 3 無届非営利社団と部分的法人格
- 三 結びに代えて

一 はじめに

2008年に「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」が施行されたことによって、特別法によらなくとも、営利を目的としない団体が法人格を取得する途が開かれた。そのため、公益も営利も目的とせず、しかし法人となるための特別法が存在しないため法人格を取得することができない団体を救済するための概念である「権利能力なき社団」の必要性はかなり低くなったといえる。

その一方で、権利能力なき社団に関する法律問題をめぐる訴訟は現在でも提起されている状況にあり¹⁾、とりわけ権利能力なき社団と第三者との関係につ

1) 権利能力なき社団の債権者による社団構成員の総有に属する不動産に対する強制執行に関する最高裁判所平成22年6月29日第三小法廷判決民集64巻4号1235頁、権利能力なき社団の債権者による社団構成員の総有に属する不動産に対する仮差押えに関する最高裁判所平成23年2月9日第二小法廷決定民集65巻2号665頁、権利能力

いての法律問題については、まだ検討の必要があるものも残されている（社団構成員による社団の総有に属する債務の負担、社団の総有に属する不動産の登記名義等）。

本稿では、フランス法における無届非営利社団²⁾の法的能力に関する判例・学説を検証することを通して、日本法における権利能力なき社団と第三者との関係についての法律問題への示唆を得ることを目的としている。フランス法における無届非営利社団を比較法の対象として選択したのは、現在の日本法における「公権力への届出・許可等を必要とせず自由に設立できる代わりに、法人格を有さない団体である権利能力なき社団」、「法律で定められた一定の要件を充たしたことによって法人格を享受する団体である一般社団・財団法人」「一般社団・財団法人のうち、公権力から公益認定を受けたことによって、更に優遇措置を受けることのできる団体である公益社団・財団法人」という非営利団体のいわば3層構造と、フランス法における無届非営利社団・届出非営利社団・公益認定非営利社団という3層構造（後述）との間に一定の類似性がみられるうえ、フランス法におけるこの制度は1901年以来続くものであり、一定の議論の蓄積があるからである。

なき社団の構成員の総有に属する不動産をめぐる訴訟における当事者適格に関する最高裁判所平成26年2月27日第一小法廷判決民集68巻2号192頁等がある。また下級審判決であるが、権利能力なき社団の債権者による社団構成員の総有に属する不動産の登記請求権の代位行使に関する東京高等裁判所平成22年12月24日判決判例タイムズ1351号162頁がある（この東京高裁判決については、拙稿「権利能力なき社団と登記請求権の代位行使」獨協法学94号112頁以下（2014年）を参照いただきたい）。

- 2) 無届非営利社団に関する文献として、大野博実「フランス法における無届非営利社団」早稲田大学大学院法研論集23号55頁以下（1981年）がある。また非営利社団制度全体に関する文献として、山本桂一『フランス企業法序説』（東京大学出版会、1969年）69頁以下、早稲田大学フランス商法研究会「フランス私法人基本法制」比較法学15巻2号1頁以下（1981年）、後藤元伸「独仏団体法の基本的構成（二）」阪大法学47巻6号1213頁以下（1998年）等がある。更に、結社の自由という観点から非営利社団制度を分析した文献として、井上武史『結社の自由の法理』（信山社、2014年）がある。

二 無届非営利社団の法的能力

1 無届非営利社団

非営利社団 (association) 契約に関する1901年7月1日の法律 (以下、1901年の法律) の第1条第1文は、次のように規定する。

「非営利社団は、2人以上の者が、利益を分配すること以外の目的において、その知識または活動を恒常的に共有する合意である。」

このような非営利社団契約によって設立された営利を目的としない団体が、非営利社団である。非営利社団は、社団本部のある県の県庁や群の群庁への所定事項の届出と官報への公示手続きを経ることによって一定の法的能力を取得する (1901年の法律 5、6条³⁾)。これが「届出非営利社団 (association

3) 1901年7月1日の法律5条1項

「第6条で規定される法的能力を取得しようとする非営利社団はすべて、設立者の責任で公示されなければならない。」

同6条1項

「正規に届出のなされた非営利社団はすべて、いかなる特別の許可も受けることなく、訴えを提起し、手渡し贈与および公益施設からの寄付を受け、国、州、県、市町村およびそれらの公施設からの補助金のほか、次に掲げるものを有償で取得し、所有し、管理することができる。

- 一 構成員の分担金
- 二 非営利社団の管理および構成員の集会に供される建物
- 三 非営利社団が定める目的の遂行にとって必要最小限度の不動産」

なお、非営利社団の届出手続き、および、後述の公益認定のための申請手続きの詳細は、非営利社団契約に関する1901年7月1日の法律施行のための行政規則を定める1901年8月16日のデクレにおいて規定されている。

declarée)」である。この届出非営利社団が内務大臣に対して公益認定を申請し、コンセイユ・デタの審議を経たデクレによって公益認定を受けると、一部例外はあるものの、あらゆる行為を行うための法的能力を取得する(1901年の法律10、11条⁴⁾)。これが「公益認定非営利社団 (association reconnue d'utilité publique)」である。

その一方で、1901年の法律2条は、次のように規定する。

「諸個人による非営利社団は、許可も事前の届出もなしに自由に設立することができる。ただし非営利社団は、第5条の諸規定に従うときのみ、法的能力 (capacité juridique) を享受する。」

このように、非営利社団自体は、自由に設立することが認められているものの、届出・公示を欠く場合には法的能力を有さないものとされている。これが「無届非営利社団 (association non déclarée)」である⁵⁾。1789年の大革命以降、フランスでは、いわゆる中間団体排除の思想が強くなり、1901年の法律の制定以前は、20名を超える団体は、政府の承認および公権力の課す諸要件を充たさない限り、設立を認められず違法とされていた(刑法典291条1項:1901年の法律の施行に伴い、廃止)。1901年の法律はこの方針を大きく転換し、第2条において、結社の自由を広く認めたものである。

4) 1901年7月1日の法律10条1項

「非営利社団は、最低3年以上の運営観察期間の経過の後、コンセイユ・デタのデクレによって公益認定を受けることができる。」

同11条1項本文

「前条の非営利社団は、その定款によって禁止されていない全ての市民生活上の行為を行うことができるが、自らが定める目的に必要な不動産以外の不動産を所有しまたは取得することができない。」

5) 正確には、県庁・群庁への届出は行ったが官報での公示はまだ行っていない非営利社団も、法的能力を認められないという意味においては、無届非営利社団と同じ扱いを受けることになる。

2 無届非営利社団の法的能力

無届非営利社団は、判例上および実務上、次のような行為を行うことが可能とされている⁶⁾。すなわち、名称の保有⁷⁾、他の構成員から委任を受けた代表者を介しての契約の締結、分担金(cotisation)や入会料の徴収、諸施設の使用と動産・不動産からの収益等である。ただし、こうして取得された財産や利益は、無届非営利社団の所有となるのではなく、あくまで構成員たちによる不分割(indivision)の状態に置かれるにとどまる⁸⁾。また1918年1月7日の法律13条により、郵政省の承認を条件として、郵便振替口座の開設も認められている。

しかしながら、これらはいくまで例外であり、1901年の法律2条において規定されているとおり、無届非営利社団は法的能力を有さない、というのが原則である。具体的には、次のとおりである。

(1) 契約の締結

破毀院民事第1部1984年3月14日判決⁹⁾は、無届非営利社団の代表者が社団のために代表者個人の名義で契約を締結したときは、代表者個人が契約上の義務を負うものとしている。また破毀院民事第1部1998年5月5日判決¹⁰⁾は、無

6) Elie ALFANDARI (ss. dir.), Associations (Dalloz professionnels), Dalloz, 2004, n° 1220-10/4, par Jacques DELGA.

7) あくまで事実上保有できるという意味であり、その名称に関する排他的な権利を持つものではない。

8) Karine RODRIGUEZ, Le droit des associations, L'Harmattan, 2004, p. 34.

9) Gaz. Pal. 1984. 2. p. 211. 破毀院の判示は次のとおりである。「運送人は、社団代表者によって指揮されるスポーツに関する無届非営利社団のために給付を提供したところ、この代表者は、個人の名において契約を結んでいるのであるから、債務全額を支払う義務を負う。このまったく正当な理由によって、この代表者に対して支払いを求めて提起された訴えを認めた判決は正当化される。」

10) JCP. éd. E. 1998. act. n° 22. 無届非営利社団が銀行から融資を受けるに際して、ある者(自然人)が保証人となったところ、銀行がこの者に対して保証債務の履行を請求。原審がこの者に対して債務の履行を命じたのに対して、破毀院は「無届であり、

届非営利社団名義で締結された貸借契約 (prêt) は、社団の代表者に義務を負わせるにとどまるのであり、社団自身が債務者となるのではない旨を判示している。

なお1901年の法律17条¹¹⁾によって、第三者に対する関係では、無届非営利社団が行った法律行為は、原則として無効として扱われる。

(2) 各種行為

破毀院民事第1部1978年4月5日判決¹²⁾は、無届非営利社団は受遺者として遺贈を受ける法的能力を有さない旨を判示している。

そのため法的能力の無い非営利社団名義で締結された貸借契約は、その社団の代表者を名乗る者にのみ義務を負わせる」と判示し、貸借契約およびその保証契約において定められた者とは別の者が融資金の返済義務を負う以上、保証契約は、保証人がその別人の債務を保証することの根拠とはなり得ないとして、原判決を破毀したうえ、事件を控訴院に差し戻している。

11) 1901年の法律17条1項

「生存者間でまたは遺言により、有償または無償で、直接にまたは他人を介することその他のあらゆる間接的な手段によりなされた行為であって、合法または不法に設立された非営利社団が第2条、6条、9条、11条、13条、14条および16条の諸規定を免れることを可能とすることを目的とするものはすべて、無効とする。」

12) Bull. civ. 1978. I. n° 151, p. 119. Aによって内容の異なる遺言が複数なされ、Aの死後、一部の受遺者 $Y_1 \cdot Y_2$ 間で、遺贈財産の分割に関する和解が成立した。そこでその和解に関与しなかった受遺者 X_2 (非営利社団) およびその遺贈の管理者として指定されていた X_1 が、その和解の無効等を求めて訴えを提起。ただし X_2 は、Aの死後に法人格を取得していたため、遺贈当時は無届非営利社団であったという事情があった。破毀院は「 X_2 のためになされた遺贈は、これを実行することができない。なぜなら受遺者たる X_2 は、(Aの)死亡の時点では、遺贈を受けるための能力を有さなかったからである」と判示し、 X らの破毀申立てを棄却している。

(3) 訴訟当事者

破毀院民事第1部1994年11月2日判決¹³⁾は、届出非営利社団のみが、裁判において原告・被告となる法的能力を有する旨を判示している。破毀院刑事部も無届非営利社団の訴訟当事者能力を否定するが¹⁴⁾、破毀院社会部は、無届非営利社団の訴訟当事者能力を認める判決を下したことがあり¹⁵⁾、必ずしも統一された状況にあるとはいえない。

3 無届非営利社団と部分的法人格

このように、無届非営利社団には法的能力が認められていないにもかかわらず、一部の裁判例においては、無届非営利社団について、法的能力を有する場

13) Bull. civ. 1994. I. n° 309, p. 225. 原告が法人たる非営利社団の地方支部に対して訴えを提起した。原審は、非営利社団の地方支部は法人たる非営利社団から派生したものであり、したがって地方支部に対する訴えの提起は法人たる非営利社団に対する訴えにあたる旨を判示したのに対して、破毀院は「届出非営利社団のみが、裁判において訴え、または訴えられる資格と結び付いた法的能力を有する」と判示して原判決を破毀し、事件を控訴院に差し戻している。そのため、無届非営利社団を直接の対象とした判決ではない点に留意が必要である。

14) 破毀院刑事部1999年11月16日判決 (D. 2000. IR. p. 22) は、無届非営利社団に対して訴訟当事者能力を認めないことはヨーロッパ人権条約6条および14条に反する、との当事者の主張に対して次のように判示して、この主張を斥けている。

「犯罪の被害者であると主張するあらゆる法人が刑事裁判所において損害賠償を請求する権限を与えられているとしても、この権利は、刑事訴訟法典2条で規定されている諸要件において行使されるところ、非営利社団に関しては、この権利行使が認められるためには、1901年7月1日の法律5条で要求されている手続きを履践していることが必要とされる。あらゆる非営利社団は、フランスの社団であるか外国の社団であるかを問わず、訴訟当事者能力を取得するためには、この手続きに服さなければならぬ。」

15) 破毀院社会部1990年1月24日判決 (RTD. com. 1990. p. 421)

Y(無届非営利社団) から辞職に追い込まれた従業員XがYを相手取って、現実かつ重大な理由のない解雇を理由とした破棄補償金と損害賠償金の支払いを求めて労働裁判所に訴えを提起。Yは、自身が無届非営利社団であり法人格を有さないと、

合と同等の扱いがなされている。そしてその際に理論上の根拠として用いられているのが「個性性」、「法人実在説」および「部分的法人格」と呼ばれる概念である。

(1) 個性性

前述のように、1901年の法律の制定以前は、20名を超える団体は、政府の承認および公権力の課す諸要件を充たさない限り、設立を認められず違法と判断されたところ、たとえこの承認を得たとしても、その団体は適法と認められるにとどまり、公益性の承認を受けない限り法的能力を認められることはなかった。そこで裁判所が、公益性の承認を受けていない非営利社団の保護を図るために用いたのが「個性性 (individualité)」という概念であった。破毀院審理部1894年1月2日判決¹⁶⁾は「特にジョッキークラブ (société de course) 全体の利益を目的として設立された非営利社団は、行政当局の承認を得たときは、その目的の性質および公権力の同意の中に、固有の個性性を見出される。そしてこの個性性によって、その非営利社団は、定款で定められた事業での活動に、したがってその事業に関連する訴訟を提起するのに適したものとなる」と判示

自身に対する労働裁判所への呼出しの有効性を争う等したが、原審（パリ控訴院1986年10月28日判決）がYによる不受理の申立てを認めなかったため、Yが破毀申立て。破毀院は、Yが「指揮・命令機関、予算および固有の財産を持ち、意思決定、表現手段、情報および行動についての自治を有する」ことから、無届非営利社団ではあるものの、労働裁判所によるYに対する呼出しは有効であるとして、Yの破毀申立てを棄却している。

また、町長へ定款の提出をしていなかったため法人格を有さなかった労働組合を相手取って、会社がストライキ権の濫用を理由とする損害賠償の支払いを求めて訴えを提起した事案について、組合が、法人格を有さないのだから裁判に召喚され得ないと主張したのに対して、「本件労働組合が、自らの義務を免れるために、自らに課されている手続きの不履行を主張することはできない」と判示して会社の請求を認容した控訴院判決を是認し、組合の破毀申立てを棄却した判決として、破毀院社会部1986年7月21日判決 (Rev. sociétés. 1987, p. 43) がある。

16) S. 1894. J. p. 129, note LYON-CAEN.

し、公益性の承認を受けていない非営利社団が、その構成員とは別の、権利義務の主体となることを認めた。

また下級審裁判例であるが、Versailles控訴院1982年3月23日判決¹⁷⁾は、たとえ法人実在説の立場に立つとしても、立法者による規制に服する種類の団体が法定の手續上または事実上の諸要件を充たしていないときは、そのような団体に対して法人格を認めることはできないのであり、そのため1901年の法律の諸規定に服する団体は、その第2条により、届出をした場合にのみ法人格を取得する(無届の場合には法人格を有さない)という当事者の主張に対して次のように判示して、この主張を斥けている。

「無届の政党や政治団体は、事実上の社団と同一視されるべきであり、その結果、利益が保護されるべき第三者によって、代表者の名のもとに裁判所に呼び出されることができる。そうでないと、無届の団体は、まさにその設立に関する瑕疵に基づいて、人の集団であることによって、その団体と契約を結びまたはその団体の過失によって損害を被った第三者からのあらゆる訴えを免れることとなり、そうして無届の団体は、公序と道徳と法律に等しく反する途方もない免除と特権を獲得することになってしまう。かような団体は、事実上の個性を付与されており、それゆえ消極的人格を有する。」

(2) 法人実在説

いわゆる技術的実在説の立場から事業所委員会について法的能力を認めた破毀院民事第2部1954年1月28日判決¹⁸⁾以降、法人実在説の立場から、無届非営利社団に法的能力を認めた裁判例もある。Poitiers控訴院1960年6月15日判決¹⁹⁾は次のような事案である。フェンシングの試合中に顔面に重傷を負ったXが、試合の主催者が所属するYらを相手取って、損害賠償の支払い等を求めて

17) Gaz. Pal. 1983. Somm. p. 181.

18) 1954年判決の詳細については、拙稿「小規模法人と技術としての法人格」早稲田法学会誌50巻154頁以下(2000年)を参照いただきたい。

19) D. 1961. p. 111, note ESMEIN.

訴えを提起。Sables-d'Olonne大審裁判所がXの請求を認めたため、Yらが控訴。控訴審において、YがA（国際フェンシング連盟）に対して訴訟への強制参加を申し立てたため（大審裁判所は、Yの定めた競技規則に不備があったと判断し、これをYの過失として認定したため、Yは、当該事項についてはAの定めた試合規則に従ったにすぎないと主張していたことから、このような強制参加が申し立てられたようである）、Aがこの申立ての不受理を主張した。すなわちAは、その構成員たる各国の連盟とは別の、法人格のない事実上の国際団体にすぎない、というのがその理由である。

これに対して、POITIERS控訴院は、前記1954年判決を引用し次のように判示してAの不受理の主張を斥けている。「Aは、合法的な、それゆえ法的に承認され保護されるに値する諸利益の保護と擁護を受けるための集団的表明の可能性を備えている。したがってAは、民事上の人格を有する。」

（3）部分的法人格

Périgueux民事裁判所1952年2月5日判決²⁰⁾は次のような事案である。原審が、無届非営利社団であるYについて1948年9月1日の法律8条を適用して本件不動産の使用継続権を認めたため、本件不動産の所有者Yが控訴。なおこの法文では、使用継続権を享有する対象を、非営利活動を行う「法人」にまで拡張していた。

Xが、Yは無届非営利社団でありいかなる法的能力も有しないと主張したのに対して、Périgueux民事裁判所は次のように判示してXの控訴を斥けている。すなわち、無届非営利社団は1901年の法律2条によって適法な存在であり、とりわけ分担金の収受権も認められている。こうして形成された共通財産に関する全ての訴訟について無届非営利社団が法的能力を有することは異論の余地がない。「この種の非営利社団は、完全な法律上の人格を有するか、少なくとも部分的な（partielle）法人格を有するのであり、この人格は、いずれにせよその社団が占有する建物に関する訴訟に及ぶ。したがって、無届非営利社団が家

20) JCP. 1952. II. 7082.

賃に関する1948年9月1日の法律8条の意味における法人であることは、明らかである。」

一部の裁判例において用いられたこれら3つの法概念については、これらの諸概念を用いて無届非営利社団（とりわけ法律において定められた手続きを履践しさえすれば法的能力という利益を享受することができるにもかかわらず、その履践をしない非営利社団）に対して法的能力を認めることは、法律において定められた諸要件を充たした非営利社団のみが法的能力を取得できるという前記1901年の法律5条に反している、という学説からの批判がある²¹⁾。その一方で、第三者、とりわけ取引相手が法的能力を有する非営利社団であると信じた第三者の利益保護の必要性や、無届非営利社団が、過失によって第三者に損害を与えたにもかかわらず、法的能力を有さないことを悪用して免責されることを認めないという観点から、上記3つの法概念を用いて、無届非営利社団に対して部分的あるいは消極的な法人格を認めるべき場合もある、との指摘もある²²⁾。それゆえ、上記3つの法概念のうちのどれを採用すべきかではなく、法律の尊重と第三者（または社団自身）の利益保護のどちらを採用すべきかが重要であるという。

(4) 小 括

第一に、無届非営利社団について法的能力を認めた裁判例では、訴訟当事者能力、とりわけ被告として訴えられる資格を認めたものが多い。「消極的」法人格という用語が用いられることが多いのは、そのためと思われる。この点について、日本法においては、権利能力なき社団の訴訟当事者能力は民事訴訟法29条によって肯定されているため、フランス法から直接に示唆を得るには、留意が必要であろう。

第二に、第一の点に関連して、フランス法における裁判例では、無届非営利

21) Gérard SOUSI, *Les associations*, Dalloz, 1985, n^o 492 et s.

22) DELGA, *supra* note 6, n^o 1220-10/6.

社団について訴訟当事者能力を認める一方で、実体法上の権利義務の帰属に関する説明はなされていない。前述のように、無届非営利社団が取得した財産は構成員の不分割の状態におかれるというのが、フランス法における理解の仕方であるところ、無届非営利社団について訴訟当事者能力を認めることが、この財産の帰属にどのように影響するのかについては、不明である。

第三に、部分的法人格や消極的法人格といった法概念は、フランス法における判例・通説として認められているわけではないようであり、またその内容も不明確である。ただし、紛争の適切な解決を図るという観点から、法人格というものを、「有るか無いか(0か100か)」ではなく、部分的・割合的に付与することが可能なものとして理解する点は、参考に値すると考える。フランス法において、無自覚的にほぼ同義の用語として用いられているものの、「法的能力(capacité juridique)」と「法人格(personnalité morale, personnalité juridique)」という2種の用語が用いられている点、すなわち「能力」と「人格」を分離させて考えるという視点は、興味深い。

三 結びに代えて

法人が一つの法技術であるとするならば、ある団体を法人と同様に取り扱うという機能を果たす権利能力なき社団もまた一つの法技術であり、しかも果たす機能が同一である以上、両者の間には、質的な差異はなく量的な差異(完全なものか、それとも「部分的」か)があるにすぎないと考えることも可能である²³⁾。「権利能力なき社団は、権利能力がないのであるから、権利義務の主体として認める必要はない」といった画一的な理由付けは避けるべきである。またこのような考え方を採用することにより、総有概念を用いずとも、権利能力

23) 「部分的法人格」という考え方については、星野英一「法人論 ―権利能力なき社団・財団論を兼ねて―」『民法論集 第4巻』131頁以下(有斐閣、1978年)において「法人格の多様性、相対性」という表現で既に紹介されている。

なき社団による不動産登記手続きや債務負担を認めることができる可能性が生まれてくる。そしてある団体に対して、その法技術たる権利能力なき社団概念を適用するか否かを決定する際には、本稿においてみてきたように、第三者保護の必要性や、社団(正確には、社団代表者をはじめとする社団構成員)に対して債務負担を求めることの正当性といった要素も重要な位置を占めると考える。

これに対して、最高裁判所昭和39年10月15日判決民集18巻8号1671頁は、ある団体が権利能力なき社団といえるための要件として「団体としての組織をそなえ、そこには多数決の原則が行なわれ、構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し、しかしてその組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定しているものでなければならない」と述べ、もっぱらその実体(内部関係)に着目するにとどまり、第三者保護の必要性や債務負担を求めることの正当性といった視点は欠落している。

そのため、特に第三者との関係が問題となっている場面において、ある団体が権利能力なき社団にあたるか否か、すなわち権利能力なき社団という法技術を用いるか否かを決定するに際しては、法人法定主義(民法33条1項)の尊重、あるいは「法人格を取得する途が開かれているにもかかわらず取得していないのだから、不利益な扱いを受けるのはやむを得ない」という価値判断にのみ基づくのではなく、上記のような視点も積極的に持ち込むべきであり、またその際には、法人との連続性を意識する必要があると考える。更に、法人格という法概念を部分的・割会的にとらえることが、はたして可能であるのか、また必要であるのか、という点も検証する必要があるであろう。この点については、フランス法における届出非営利社団と公益認定非営利社団に関して用いられている「小さな法人格(*petite personnalité*)と大きな法人格(*grande personnalité*)」に関する議論も参考となろう。